

岡山市障害者日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者に対し、用具を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者等をいう。
- (2) 用具 安全かつ容易に使用でき、実用性が認められるものであって、日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、社会参加を促進し、かつ、製作、改良又は開発に当たり障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していない日常生活用具をいう。

(対象者)

第3条 用具の給付の対象となる者は、市内に住所を有し、用具を必要とする者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者 満18歳以上で身体障害者手帳を所持し、かつ、別表の対象者の欄に掲げる状態にある者
- (2) 知的障害者 満18歳以上で療育手帳を所持し、かつ、別表の対象者の欄に掲げる状態にある者
- (3) 精神障害者 満18歳以上で精神障害者保健福祉手帳を所持し、かつ、別表の対象者の欄に掲げる状態にある者
- (4) 身体障害児 満18歳未満で身体障害者手帳を所持し、かつ、別表の対象者の欄に掲げる状態にある者
- (5) 知的障害児 満18歳未満で療育手帳を所持し、かつ、別表の対象者の欄に掲げる状態にある者
- (6) 精神障害児 満18歳未満で精神障害者保健福祉手帳を所持し、かつ、別表の対象

者の欄に掲げる状態にある者

- (7) 難病患者等 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって、かつ、別表の対象者の欄に掲げる状態にある者

（用具の種目）

第4条 給付の対象となる用具は、次に掲げるとおりとし、その具体的な種目は、別表種目の欄に定めるものとする。

- (1) 介護・訓練支援用具 障害者の身体介護を支援する用具であって、障害者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるもの
- (2) 自立生活支援用具 障害者の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、障害者が容易に使用でき、実用性があるもの
- (3) 在宅療養等支援用具 障害者の在宅療養等を支援する用具であって、障害者が容易に使用でき、実用性があるもの
- (4) 情報・意思疎通支援用具 障害者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、障害者が容易に使用でき、実用性があるもの
- (5) 排泄管理支援用具 障害者の排泄管理を支援する衛生用品であって、障害者が容易に使用でき、実用性があるもの
- (6) 居宅生活動作補助用具 障害者の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

2 用具の価格（消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税を含む。）に対する公費負担限度額は、別表価格の欄に定めるものとする。ただし、運搬、取付け、調整その他の用具の給付に当たって発生する経費は、含まないものとする（居宅生活動作補助用具に係る場合を除く。）。

（給付の制限）

第5条 この事業は、各年度の予算の範囲内において実施するものとする。

2 対象者が、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく施策により給付を受ける

ことができる用具については、この事業による給付を受けることができない。

- 3 対象者が、第3条各号に掲げる要件のうち、2以上の要件に該当する場合であっても、同一種目の用具について重複して給付を受けることはできない。
- 4 対象者が、障害者支援施設等の施設又は医療機関（以下「施設等」という。）に入所又は入院をしている場合は、施設等で設備すべき備品又は施設等で具備している用具について、この事業による給付を受けることができない。
- 5 対象者が、携帯電話を自ら所有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段を有している場合は、福祉電話について、この事業による給付を受けることができない。ただし、岡山市緊急通報システム事業実施要綱（平成18年市告示第274号）により緊急通報システムの設置を受けようとするものは、この限りでない。
- 6 点字図書については、辞書等一括して購入しなければならないものを除き、1年間に6タイトル又は24巻を限度とする。
- 7 ストマ用装具、紙おむつ等及び人工内耳用電池（空気電池に限る。）（以下これらを「ストマ用装具等」という。）については、申請1回につき、暦月を単位に12月分を上限として、日常生活用具給付券（様式第1号）1枚の交付を受けることができる。この場合において、別表価格の欄に定める額の範囲内で1月に必要とするストマ用装具等に相当する額の1.2倍（12月分）の額を日常生活用具給付券1枚に記載して交付することができるものとする。
- 8 居宅生活動作補助用具については、次の各号のいずれかに該当する場合は、給付しない。
 - (1) 対象者が属する世帯の世帯員が岡山市高齢者住宅整備資金貸付金又は岡山市障害者住宅整備資金貸付金の債務者であり、当該債務者に滞納がある場合
 - (2) 次に掲げる改修工事である場合
 - ア 住宅の新築又は全面的な改築若しくは増築工事
 - イ 住宅の購入価格に含まれる改修工事
 - ウ 次条の規定による申請の前に着手又は完了している改修工事
- 9 人工内耳用電池については、空気電池と専用充電電池、専用充電器は併給できない。
- 10 点字プリンタ・点字ディスプレイについては、IT機器関連周辺機器として令和4年

3月31日までに点字プリンタ・点字ディスプレイの給付決定を受けた者は、別表の耐用年数欄に規定する期間（以下「耐用年数」をいう。）を経過するまでの期間、新たな給付を受けることが出来ない。

- 1 1 対象者又は申請者が、政令第43条の2第2項で定めるものに該当する場合は、この
- の
- 事業による給付を受けることができない。

（申請）

第6条 用具の給付を受けようとする者又はその保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。）は、この要綱に定める条項の適用を受けることに同意した上で、日常生活用具給付申請書（様式第2号）により、市長に申請するものとする。ただし、次の各号に掲げる用具の給付の申請については、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 電気式たん吸引器 医師が作成する電気式たん吸引器給付意見書（様式第3号）

（呼吸器機能障害1級又は3級に該当しない呼吸器機能障害3級と同程度の者が申請する場合に限る。）

- (2) 点字図書 厚生労働大臣が指定する点字図書給付対象出版施設が発行する点字図書発行証明書（以下「点字図書発行証明書」という。）

- (3) 紙おむつ等 法54条第2項に規定する指定自立支援医療機関に属する医師が作成する紙おむつ等給付意見書（様式第4号）（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者が申請する場合に限る。）

- (4) 居宅生活動作補助用具 工事図面，改修工事見積書，改修前の状況を示す写真及び借家の場合は家主の承諾書

- (5) 人工内耳用電池 人工内耳装用者カードの写し

- (6) 人工内耳用音声信号処理装置 法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関に属する医師が作成する人工内耳用音声信号処理装置給付意見書（様式第5号）及び人工内耳装用者カードの写し

- 2 前項の規定にかかわらず、用具の給付を受けようとする難病患者等又はその保護者は、前項各号に掲げる書類に加えて、日常生活用具給付申請書に難病患者等日常生活用

具給付意見書（様式第6号）を添付しなければならない。ただし、前項第1号に定める電気式たん吸引器給付意見書の添付は不要とする。

（給付の決定）

第7条 市長は、前条の申請書を受け付けたときは、調査書（様式第~~6~~7号）を作成し、用具の給付の可否を決定するものとする。

2 申請の受付から給付の決定までに通常要する期間は、1月とする。

3 市長は、用具の給付を行うことを決定したときは、申請者に対し、日常生活用具給付決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

4 市長は、用具の給付を行わないことを決定したときは、申請者に対し、却下決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

5 市長は、点字図書については、点字図書発行証明書に承認印を押すことにより給付の決定を行うものとする。

（給付の委託）

第8条 市長は、あらかじめ登録した良質かつ適切な用具を低廉な価格と良質なサービスをもって障害者に提供できる業者（用具の製作若しくは販売又は住宅の改修工事を業とする者をいう。）に給付の委託をする。

2 この要綱による給付を受託しようとする者は、あらかじめ市長に所定の書類をもって届け出、登録を受けなければならない。ただし、点字図書給付対象出版施設と居宅生活動作補助用具のみを扱う業者は、この限りでない。

3 市長は、前項の登録を受けた者に不適切な行為があった場合には、登録を抹消する。

4 市長は、第1項の委託をしたときは、日常生活用具給付券により通知する。

5 市長は、用具の給付を行う場合に現物を交付することができる。

（費用の負担）

第9条 対象者又は申請者は、別表価格の欄に定める額（用具の給付に要する費用が別表価格の欄に定める額より廉価なときは当該額）の100分の10を負担するものとする。ただし、対象者又は申請者が生活保護受給世帯にあつては、この限りでない。

2 前項の規定により負担する額（以下「費用負担額」という。）に、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 3 費用負担額は、政令第43条の3で定める補装具費の支給の例により、市が決定し、日常生活用具給付券に記載するものとする。
- 4 申請者は、給付に要する実費が別表価格の欄に定める額を超える場合には、その差額を負担しなければならない。
- 5 点字図書に当たっては、点字図書発行証明書に記載された自己負担額とする。
- 6 申請者は、用具の給付を業者から受ける場合は、当該用具に欠陥がないことを確認し、費用負担額を業者に支払うものとし、市から現物給付を受けた場合は、市へ支払うものとする。ただし、点字図書にあっては、点字図書給付対象出版施設への申込みと同時に支払うものとする。

(費用の請求及び支払額)

第10条 業者は、用具の給付を行ったときは、第7条の規定による給付を決定した日の属する年度中に、日常生活用具給付券に所定の請求書を添付して市長に費用を請求するものとする。ただし、点字図書給付対象出版施設については、給付券の添付を要しない。

- 2 前項の支払額は、市長が決定し、日常生活用具給付決定通知書及び日常生活用具給付券により通知するものとする。

(調査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、申請者から報告を求め、当該職員に関係者に対して質問させ、又は用具等が設置されている場所に立ち入り、調査させることができる。

(用具等の管理)

第12条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用してはならない。

- 2 用具の給付を受けた者は、当該用具を良好に、かつ、善良な管理者の注意をもって管理し、使用し、及び維持し、又は修理に要する経費を負担しなければならない。
- 3 用具の給付を受けた者が、当該用具を目的に反して使用したとき、又は前条の規定による調査を拒んだときは、市長は、当該給付に要した費用の全部又は一部の返還を命ずる。

(給付台帳の整備)

第13条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため日常生活用具給付台帳を整備しておくものとする。

(再給付等)

第14条 市長は、用具の給付を受けた者が前回の給付決定日（第7条第3項に規定する通知日をいう。以下同じ。）より別表の耐用年数欄に規定する期間（以下「耐用年数」という。）を経過していない場合において、次の各号に該当する場合に限り、申請に基づき再給付をすることができる。また、前回の給付決定日より耐用年数を経過している場合、既に給付された用具が使用できるときを除き、申請に基づき再給付することができる。なお、視覚障害者用ポータブルレコーダーのうちテープレコーダーの給付決定を平成23年3月31日までに受けた者が、録音再生機又は再生専用機への買換えを希望する場合、耐用年数にかかわらず、1回に限り、申請に基づき再給付することができる。

- (1) 障害の程度に変更があり、給付された用具が使用できなくなった場合
- (2) 成長に伴って用具が身体に合わなくなった場合
- (3) 修理不能により用具の使用ができなくなった場合

2 前項の規定にかかわらず、同一家屋に係る居宅生活動作補助用具については再給付しないものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第14条第1項の規定は、前回の給付決定日が平成25年3月31日以前の場合にも適用する。
- 3 前項の規定は、平成25年3月31日付で廃止した岡山市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱第7条第2項により給付決定した用具についても適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する

別表（第3条，第4条，第9条関係）

種目	価格（円）	対象者	性能等	耐用年数 （年）	身 体 障 害 者	身 体 障 害 児	知 的 障 害 者	知 的 障 害 児	精 神 障 害 者	精 神 障 害 児	難 病 患 者 等
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具 特殊寝台	154,000	①身体障害 寝返り，起き上がり及び立ち 上がりが困難で下肢又は体 幹機能障害2級以上で学齢 児以上の者 ②難病患者等 寝返り，起き上がり及び立ち 上がりが困難な状態にある 者	腕，脚等の訓練のできる器 具を付帯し，使用者の頭部 及び脚部の傾斜角度，高さ を調整できる機能を有する もの。	8	○	○					○
訓練用ベッド	159,200	①難病患者等 下肢又は体幹機能に障害の ある者	腕又は脚の訓練ができる器 具を備えたもの。	8							○
特殊マット	19,600	①身体障害	褥瘡の防止，失禁等による	5	○	○	○	○			○

		<p>寝返り, 起き上がり及び立ち上がりが困難で常時介護を要する下肢又は体幹機能障害1級の18歳以上の者及び下肢又は体幹機能障害2級以上で3歳以上の者</p> <p>②知的障害 重度知的障害で失禁のある者・児</p> <p>③難病患者等 寝返り, 起き上がり及び立ち上がりが困難な状態にある者</p>	<p>汚染又は損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの。</p>							
特殊尿器	67,000	<p>①身体障害 常時介護を要する下肢又は体幹機能障害2級以上で学齢児以上の者</p> <p>②難病患者等 自力で排尿できない者</p>	<p>尿が自動的に吸引されるもので, 障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。</p>	5	○	○				○

体位変換器	15,000	①身体障害 下肢又は体幹機能障害2級 以上で自力で体位変換がで きないため、介助者の支援 を要する学齢児以上の者 ②難病患者等 寝たきりの状態にある者	空気パッド等を身体の下に 挿入することにより、障害 者の体位を容易に変換でき る機能を有するものであつ て、介助者が容易に使用し 得るもの。	5	○	○					○
訓練イス	33,100	①身体障害 下肢又は体幹機能障害2級 以上の児童であって原則と して3歳以上の者	原則として付属のテーブル をつけるものとする。	5		○					
移動用リフト	159,000	①身体障害 常時介護を要する下肢又は 体幹機能障害2級以上で3 歳以上の者 ②難病患者等 下肢又は体幹機能に障害の ある者	床走行式、固定式又は据置 式であり、かつ、身体を吊 り上げること等により、介 護者が障害者を移動させる にあたって、容易に使用し 得るもの。ただし、天井走 行型その他住宅改修を伴う ものを除く。	4	○	○					○

	入浴担架	82,400	①身体障害 下肢又は体幹機能障害2級 以上で、入浴に介助を要する 3歳以上の者	障害者を担架に乗せたまま リフト装置により入浴させる もの。	5	○	○						
自立 生活 支援 用具	入浴補助用具	90,000	①身体障害 下肢又は体幹機能障害3級 以上で入浴に介助を要する 3歳以上の者 ②難病患者等 入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保 持、浴槽への入水等を補助 でき、障害者又は介助者が 容易に使用し得るもの。た だし、設置にあたり住宅改 修を伴うものを除く。	8	○	○						○
	便器	9,850	①身体障害 下肢又は体幹機能障害2級 以上で学齢児以上の者 ②難病患者等 常時介護を要する者	次のいずれかに該当するも の。 (1) 和式便器の上に置いて 腰掛式に変換するもの (2) 便座の上に置いて高 さを補うもの (3) 居室での利用が可能 で移動可能なもの	8	○	○						○
	火災警報器	10,000	①身体障害	室内の火災を煙又は熱によ	8	○	○	○	○	○	○		

		<p>単一障害で2級以上の者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯</p> <p>②知的障害 重度の知的障害児・者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯</p> <p>③精神障害 精神障害1級又は障害支援区分3以上の児・者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯</p>	<p>り感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。</p>									
自動消火器	21,000	①身体障害 単一障害で2級以上の者で	<p>室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を</p>	8	○	○	○	○	○	○	○	○

		<p>火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯</p> <p>②知的障害</p> <p>重度の知的障害児・者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯</p> <p>③精神障害</p> <p>精神障害1級又は障害支援区分3以上の児・者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯</p> <p>④難病患者等</p> <p>火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等の</p>	<p>噴射し初期火災を消火し得るもの。</p>								
--	--	--	-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

		みの世帯及びこれに準ずる世帯										
頭部保護帽	レディメイド 12,160 オーダーメイド 15,200	①身体障害 平衡機能又は下肢若しくは 体幹機能障害で頻繁に転倒 する3歳以上の者 ②知的障害 重度の知的障害児・者で、 てんかんの発作等により頻 繁に転倒する者 ③精神障害 精神障害1級又は障害支援 区分3以上の児・者でてん かん等の発作等により頻繁 に転倒する者	スポンジ、革等を主材料に 製作されたヘルメット型の もので、転倒の際に頭部を 保護できる性能を有するも の。	3	○	○	○	○	○	○		
歩行補助つえ (一本杖)	木材2,610 軽金属 3,410	①身体障害 下肢又は体幹機能障害のあ る学齢児以上の者 ②難病患者等	障害者が容易に使用し得る もの。ただし、折りたたみ 式を除く。	3	○	○						○

		下肢が不自由な者										
移動支援用具	60,000	<p>①身体障害 平衡機能又は下肢若しくは 体幹機能障害を有し、家庭 内の移動等において介助を 必要とする3歳以上の者</p> <p>②難病患者等 下肢が不自由な者</p>	<p>次の性能を有する据置式の 手すり又はスロープ等であ るもの。</p> <p>ア 障害者の身体機能の状 態を十分ふまえたもので あって、必要な強度と安 全性を有するもの。</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり 動作補助、移乗動作の補 助、段差解消等の機能を 有するもの。</p> <p>ただし、設置にあたり住宅 改修を伴うものを除く。</p>	8	○	○						○
特殊便器	133,000	<p>①身体障害 上肢障害2級以上で排便後 の処理が困難な学齢児以上 の者</p> <p>②知的障害</p>	<p>リモコンのボタン操作によ り温水温風を出し得るもの 及び知的障害児・者を介助 している者が容易に使用し 得るもので温水温風を出し</p>	8	○	○	○	○				○

		<p>重度の知的障害児・者で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者</p> <p>③難病患者等</p> <p>上肢機能に障害のある者</p>	<p>得るもの。ただし、取替にあたり住宅改修を伴うものを除く。</p>								
電磁調理器	40,000	<p>①身体障害</p> <p>視覚障害2級以上の者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯</p> <p>②知的障害</p> <p>重度の知的障害者のみの世帯、重度の知的障害者を含む知的障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯</p>	<p>音声ガイド機能、点字による表示が付属し、障害者が容易に使用し得るもの。</p>	6	○	○					
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	7,000	<p>①身体障害</p> <p>視覚障害2級以上で学齢児以上の者</p>	<p>電波を利用して、符号を送り、歩行者の前方の信号機の表示する信号が青色である時間を延長する機能を有するもの。</p>	10	○	○					

聴覚障害者用 屋内信号装置	87,400	①身体障害 聴覚障害2級以上の者のみ の世帯若しくはこれに準ず る世帯	音, 声音等を視覚, 触覚等 により知覚できるもの。 (サウンドマスター, 聴覚 障害者用目覚まし時計, 聴 覚障害者用屋内信号灯を含 む)	10	○							
視覚障害者用 音声ICタグレ コーダ	62,790	①身体障害 視覚障害2級以上の者のみ の世帯若しくはこれに準ず る世帯	タグに登録した音声内容を 専用機により読み上げる機 能を有するもの。	5	○							
在宅療養等 透析液加温器	51,500	①身体障害 腎臓機能障害3級以上で自 己連続携行式腹膜灌流法 (CAPD)による透析を行って いる3歳以上の者	透析液を加温し, 一定温度 に保つもの。	5	○	○						
支援用具 ネブライザー	36,000	①身体障害 呼吸器機能障害3級以上で 3歳以上の者 ②難病患者等	障害者が容易に使用し得る もの。	5	○	○						○

		呼吸器機能に障害のある者											
電気式たん吸引器	56,400	①身体障害 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害で医師の意見書により必要と認められる者(児) ②難病患者等 呼吸器機能に障害のある者	障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5	○	○							○
酸素ボンベ運搬車	17,000	①身体障害 医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの。	10	○	○							
視覚障害者用体温計(音声式)	9,000	①身体障害 視覚障害2級以上で学齢児以上の者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯	検温結果を音声により伝える機能を有するもの。	5	○	○							
視覚障害者用体重計	単価入札による価格	①身体障害 視覚障害2級以上の単身者又は視覚障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯	計測結果を音声等により伝える機能を有するもの。	5	○								

視覚障害者用 音声血圧計	単価入札による価 格	①身体障害 視覚障害2級以上の者のみ の世帯（これに準ずる世帯 を含む）に属する視覚障害 2級以上で満40歳以上の 者（ただし、一世帯につき 1台のみとする。）	計測結果を音声により伝え る機能を有するもの。	5	○							
動脈血中酸素 飽和度測定器 （パルスオキ シメーター）	157,500	①難病患者等 人工呼吸器の装着が必要な 者	呼吸状態を継続的にモニタ リングすることが可能な機 能を有し、難病患者等が容 易に使用し得るもの。	5								○
情報 ・ 意 思 疎 通 支	携帯用会話補 助装置	98,800	①身体障害 音声機能若しくは言語機能 障害を有する学齢児以上の 者	携帯式で、ことばを音声又 は文章に変換する機能を有 し、障害者が容易に使用し 得るもの。	5	○	○					
	IT機器関連周 辺機器	100,000	①身体障害 上肢障害又は視覚障害2級 以上で当該用具を接続し、 配置できる本体（パーソナ	上肢障害若しくは視覚障害 に対応したIT機器関連周辺 機器及びソフトウェア。た だし、単体で使用できるもの	5	○	○					

援 用 具		ルコンピューター) を所有 する学齢児以上の者。	を除く。									
点字プリン タ・点字ディ スプレイ	300,000	①身体障害 視覚障害2級以上又は視覚 及び聴覚の重複障害2級以 上で市長が必要と認める学 齢児以上の者。(単体で使 用できるものは視覚及び聴 覚の重複障害2級以上の者 とする。)	点字プリンタ及び文字等の コンピュータ画面情報を点 字により示すことができる 点字ディスプレイであって、 障害者が容易に使用し得る もの。	5	○							
点字器	標準型 真鍮板製 10,400 プラスチック製 6,600 携帯用 アルミニウム 製 7,200 プラスチック製	①身体障害 視覚障害2級以上で学齢児 以上の者	点字用紙を挟んで固定する 板と点字を打つための定規 及び点筆を組み合わせたも の。	標準型7 携帯型5	○	○						

	1,650										
点字タイプライター	63,100	①身体障害 視覚障害2級以上で学齢児以上の者	点字に対応したレバーを叩き、点字のみで印字する機能を有するもの。	5	○	○					
視覚障害者用ポータブルレコーダー ※録音再生機又は再生専用機若しくはテープレコーダーとし、重複しての給付は行わない。	録音再生機（非課税） 85,000 再生専用機（非課税） 35,000 テープレコーダー 23,500	①身体障害 視覚障害2級以上で学齢児以上の者	[録音再生機] 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。 [再生専用機] 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	6	○	○					

			[テープレコーダー] 点字，凸線等により操作ボタンが知覚でき，かつ，標準速度を半減することにより，通常の2倍又は4倍の時間の録音が可能な機能を有するもの。								
視覚障害者用 活字文書読上げ装置	99,800	①身体障害 視覚障害2級以上で学齢児以上の者	活字と同一紙面上に掲載された当該活字をコード化した情報（SPコード）を読みとり，当該活字情報を音声により伝える機能を有するもの。	6	○	○					
視覚障害者用 拡大読書器	198,000	①身体障害 視覚障害で，本装置によらなければ文字等を読むことができない学齢児以上の者	画像入力装置により，拡大された画像又は音声で文字等を読むことができるもの。	8	○	○					
視覚障害者用 時計	触知式 10,300	①身体障害 視覚障害2級以上の者（音	障害者が容易に使用し得るもの。	10	○						

	音声式 13,300	声式は原則として、触知式 時計の使用が困難な者)									
聴覚障害者用 通信装置	52,200	①身体障害 聴覚障害児・者又は音声機 能若しくは言語機能障害を 有し、コミュニケーション・緊急連絡等の手段とし て必要と認められる学齢児 以上の者の属する世帯	一般の電話機に接続し得る もので、音声の代わりに文 字等による通信が可能な機 器であって、障害者が容易 に使用し得るもの。	5	○	○					
聴覚障害者用 情報受信装置	88,900 (取付工事費等、 機器の設置にあた って派生的に発声 する周辺経費は原 則として自己負担 とする。)	①身体障害 聴覚障害児・者のうち補聴 器等によってはテレビの視 聴が困難な者の属する世帯	映像、字幕及び手話通訳付 き番組並びに災害時の聴覚 障害者向け緊急通報情報等 を受信し、かつ、地上波放 送に字幕及び手話通訳を合 成する機能を有するもの。	6	○	○					
人工喉頭	笛式 5,150 笛式(気管カニユ ーレ付)	①身体障害 音声機能若しくは言語機能 又はそしゃく機能障害を有	[笛式] 呼気によりゴム等 の膜を振動させ、ビニール 等の管を通じて音源を口腔	笛式4 電動式5	○	○					

	8,300 電動式 72,200	し、喉頭摘出等により発音が困難な3歳以上の者で人工喉頭を使用することにより発音が得られる者	内に導き構音化するもの。 〔電動式〕顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。（電池又は充電器を含む。）								
福祉電話	レンタル型の契約料及び架設工事費	①身体障害 所得税非課税世帯又は生活保護法第1条の規定に基づき生活保護を受けている世帯であって、かつ、外出困難な2級以上の身体障害者のみの世帯、聴覚又は音声言語機能障害3級以上でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる障害者のみの世帯、これらの者のみの世帯又はこれに準ずる世			○						

		帯											
点字図書	点字図書価格から 一般図書の購入価 格相当額を控除し た額	①身体障害 視覚障害者・児で主に情報 の入手を点字によっている 者	点字により作成され，月刊 や週刊等で発行される雑誌 を除いた図書		○	○							
人工内耳用電 池	空気電池（月額・ 税込） 2,000 専用充電池 15,300 専用充電器 25,200	①身体障害 聴覚障害を有し，人工内耳 を装用している者	人工内耳装用者が，人工内 耳用に使用するもの。	専用充電池 3 専用充電器 3	○								
人工内耳用音 声信号処理装 置	300,000	①身体障害児 聴覚障害を有し，人工内耳 を装用している児で医師が 必要と判断した者。（ただ し，医療保険や民間保険が適 用される場合を除く）	障害児が容易に使用し得る もの。	5		○							

排泄管理支援用具	ストマ用装具	消化器系（月額） 8,600 尿路系（月額） 11,300	①身体障害 内部障害を有し人工肛門若しくは人工膀胱を設けている者・児	ストマ用品であって障害者が容易に使用し得るもの。（ストマ用品とは、収納袋、皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものをいう。）		○	○						
	紙おむつ等 ※特例としてストマ用装具に代えて紙おむつ等を給付する場合に限る。（原則としてストマ用装具と重複しての給付は行わない。）	月額（税込） 12,000	①身体障害 3歳以上であって次のいずれかに該当する者。 （1）治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができないもの。 （2）先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者	次のいずれかのもので障害者が容易に使用し得るもの。 （1）紙おむつ （2）サラシ、ガーゼ、脱脂綿 （3）洗腸装具		○	○						

		<p>で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの。</p> <p>(3) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害又は乳幼児期以前に発現した脳原性運動機能障害と類似の症状を呈する障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、医師の意見書により必要性があると認められた者。</p>									
収尿器	<p>男性用</p> <p>普通型</p> <p>7,700</p> <p>簡易型</p> <p>5,700</p> <p>女性用</p> <p>普通型</p>	<p>①身体障害</p> <p>常時失禁状態にある排尿機能障害で3歳以上の者</p>	<p>採尿器と収納袋で構成され、尿の逆流防止装置がついているもの。</p>	1	○	○					

		8,500 簡易型 5,900										
居宅生活動作補助用具	200,000	①身体障害 下肢又は体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する学齢児以上の者であって障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替をする場合は上肢障害2級以上の者） ②難病患者等 下肢又は体幹機能に障害のある者	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもので次に掲げるもの。 (1) 手すりの取り付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための通路面及び床材の変更 (4) 引き戸等への扉の取り替え (5) 和式便器から洋式便器等への便器の取り替え (6) その他前号に付帯して必要な工事		○	○						○

(注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

2 これに準ずる世帯とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。

ア 障害者本人を除く世帯員が学齢児以下であるもの

イ 障害者本人を除く世帯員が介護保険法に基づく介護認定により要介護4以上と認定されているもの

ウ 障害者本人を除く世帯員又は障害者本人いずれかが同一敷地外で別居しているもの

エ 障害者本人が週5日（概ね週40時間）において日中独居となるもの（日中とは午前8時から午後5時までの時間帯をいう。）

オ その他市長が特に必要と認めた世帯

3 複合機能が付帯した福祉用具については、主たる機能が実施要綱に示すものと合致しない場合、日常生活用具給付対象としないものとする。